

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>「(当該議決権が第6項第9号及び第10号の規定に該当する会社の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から10年を超えるときは、当該支援が終了日)」を追加改正しているが、銀行法施行規則第34条の16第6項についても、同様の対応が必要ではないか確認したい。</p>	<p>御意見を踏まえ、規定を修正いたします(銀行法施行規則第34条の16第6項、長銀法施行規則第5条の6第6項、保険業法施行規則第210条の7第6項)。</p>